

② 確定申告・町県民税申告

税理士による 「確定申告無料申告相談会」 【事前予約制】

- ▶受付期間 **2月2日(木)、3日(金)**
- ▶場所 保健センター2階研修室
- ▶時間 ①9時30分～正午、13時～15時30分

- 町県民税を申告する人は、事前予約は不要です。
- ▶申告できる人 令和4年中の収入が給与と公的年金のみの人、または小規模事業主
 - ▶予約(電子) 1月6日(金)10時からオンラインによる事前申込を開始
https://coubic.com/tochi114/booking_pages



問東京地方税理士会平塚支部 ☎(21) 1055

町開催による申告会場 【時間指定整理券】

配付枚数に達し次第、
当日の受付を終了します。

- ▶受付期間 **2月16日(木)～3月15日(水)**
- ※土・日・祝日除く。

- ▶場所 役場本庁舎4階第1会議室

区分	申告受付の時間	集合時間	配付時間
①	9:00～10:00	9:00	当日8:30～
②	10:00～11:00	10:00	
③	11:00～11:45	11:00	
④	13:00～14:00	13:00	当日12:45～
⑤	14:00～15:00	14:00	
⑥	15:00～16:00	15:00	

令和4年中に無収入だった人、確定申告及び町県民税申告の提出のみの人は、整理券は不要です。

- ▶整理券配付場所 4階第1会議室入口前
配付枚数に達し次第、当日の受付を終了します。
- ▶申告できる人 令和4年中の収入が給与と公的年金のみの人

▶持ち物 【確定申告の人】

①源泉徴収票 ②各種控除証明書 ③その他参考となるもの(障害者手帳等) ④本人確認書類の写し(個人番号カードの表裏両面、または個人番号通知カードと身元確認書類) ⑤申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税還付)

【町県民税申告の人】

①～④と同様。本人確認書類は提示のみ。
▶注意事項 医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」を事前に記入してください。
※詳しくは、10ページ「医療費控除の申告」をご覧ください。

町会場で申告できない確定申告

平塚税務署または電子申告を利用してください。

- | | | |
|---|-------------------|-------------|
| ①株式配当等の所得の申告 | ②事業や不動産収入の申告 | ③全ての譲渡所得の申告 |
| ④分離・損失の申告 | ⑤特定支出控除がある給与収入の申告 | ⑥令和3年分以前の申告 |
| ⑦青色申告 | ⑧退職所得の申告 | ⑨雑損控除の申告 |
| ⑩インセンティブ報酬の申告 | ⑪準確定申告(亡くなった人の申告) | |
| ⑫初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告 | | |
| ⑬2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換えに関わるもの | | |

来庁時のお願い

- 同世帯で申告する人が複数人いる場合は、人数分の時間指定整理券をお取りください。
- 区分②以降の人は当日券を取得後、一度ご自宅へ帰宅・自家用車内等で待機してください。

町会場で行う

町県民税申告・確定申告のお知らせ

問税務課 ☎内線253

① 町県民税申告

早期受付 【予約不要】

2月16日(木)以降は申告会場が混雑するため、町県民税のみ早期受付を開始します。

- ▶受付期間 **1月30日(月)～2月15日(水)**

- ▶場所 役場本庁舎1階 税務課4番窓口
- ▶時間 9時～11時45分、13時～16時
- ▶備考 令和4年中に収入がなく、町内在住者の扶養親族になっていない人は申告が必要です。

■町県民税申告書の送付について

前年の状況等により申告が必要と思われる人に、1月下旬に申告書を送付します。詳細は案内をご覧ください。

■申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与収入のみで、勤務先から町役場へ給与支払報告書が提出されている人
- ③公的年金収入(遺族年金・障害年金を除く。)のみで、その収入金額が102万円以下(65歳以上の人は152万円以下)の人

■公的年金収入400万円以下の人

年金収入400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありません。
ただし、年金の源泉徴収票の内容だけで町県民税を計算することになるため、**控除の追加・変更がある場合は町県民税申告をしてください。**

■郵送による提出にご協力ください

申告書に必要な事項を記入し、収入・控除等の添付書類を全て送付してください。

確定申告時の注意事項

町県民税の税額は、「確定申告書」に記載された所得金額やその他の事項を基に計算します。確定申告書に記入がないと、正しい税額の計算ができない場合がありますので、該当する事項がある場合は必ず記入してください。

■確定申告書第2表の「配偶者や親族に関する事項」、「住民税・事業税に関する事項」

○配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明大 昭平	○	○	○	○
			明大 昭平	○	○	16	○

○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【主な記載事項】

- ①②同一生計配偶者(控除対象配偶者として申告している場合を除く。)がいる場合は、氏名等を記入し、「住民税」欄の「同一」に○をする。16歳未満の扶養親族がいる場合は氏名等を記入し、「住民税」欄の「16」に○をする。
- ③上場株式などの配当所得や譲渡所得を申告し、その所得からすでに町民税・県民税が特別徴収されている場合は、「配当割額控除額」は配当所得から、「株式等譲渡所得割額控除額」は譲渡所得から、それぞれ特別徴収された町民税・県民税額を記入する。
- ④該当する区分に金額を記入する(ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」に金額を記入)。
※ふるさと納税(ワンストップ特例制度)を利用した人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めてください。

